

## 特定福祉用具(予防)販売重要事項説明書

株式会社エミール介護センター  
【令和 年 月 1 日】

# 特定福祉用具販売重要事項説明書

## 1 事業者の概要

### (1) 本社

法 人 名	株式会社 エミール介護センター	
本 社 所 在 地	埼玉県熊谷市日向921番地2	
代 表 者 名	代表取締役 服部 喜久江	
代 表 番 号	048-567-3333	
事 業 所	訪問入浴介護事業所 福祉用具貸与事業所 老人グループホーム	4ヶ所 3ヶ所 1ヶ所

### (2) 本サービスの提供事業所

事 業 所 名	エミール川越福祉用具事業所
所 在 地	埼玉県川越市砂新田1丁目13番地15
介護保険指定番号	福祉用具販売（第1170401507号）
通常の事業の実施地域	川越市、所沢市、飯能市、入間市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、狭山市、さいたま市

### (3) 同事業所の職員体制

管理者	・・・・	常勤 1名
福祉用具専門相談員	・・・・	常勤 6名（管理者1名含）
	・・・・	非常勤 1名
事務員	・・・・	常勤 2名 非常勤 1名

### (4) 営業日及び営業時間

月～土曜日	午前8時20分～午後5時20分
祝 祭 日	午前8時20分～午後5時20分

※ 日曜は休業となります。

※ その他年間の休日は、5月3日～5日、8月14日～16日、12月30日～1月3日です。

## 2 サービス内容

- (1) 福祉用具専門相談員が、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じます。

- (2) 納品に際しては、福祉用具専門相談員が組み立て・設置を行い、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用していただきながら使用方法の指導を行います。
- (3) 利用者に特定福祉用具を販売する前に、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。
- (4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとします。
- (5) 利用者及び介護者等は、特定福祉用具について定められた使用方法を遵守してください。

### 3 特定福祉用具販売の種目

- (1) 特定指定福祉用具販売の種目は、下記の通りです。
  - 腰掛け便座
  - 特殊尿器
  - 排泄予測支援機器
  - 入浴補助用具  
(入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴台・浴室内すのこ・浴槽内すのこ  
・介功用ベルト)
  - 簡易浴槽
  - 移動用リフトのつり具の部分
  - 固定用スロープ
  - 歩行器（歩行車を除く）
  - 単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖
- (2) 販売費用以外の料金  
特定福祉用具の搬入に通常以上の従業員やクレーン車が必要になる場合等の特別な場合には、別途費用をいただきます。

#### 交通費

前記1－(2)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。  
それ以外の地域にお住まいの方は状況に応じ別途費用をいただきます。

### (3) 支払い方法

- ① 販売費用及びその他費用の額の合計金額により請求いたします。
- ② お支払いは、原則的に現金支払いにてお願いいいたします。
- ③ お支払の確認が出来ましたら領収書を発行いたします。必ず保管されますようお願いいたします。

#### 4 サービスの提供にあたって

- (1) サービス提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者番号、要介護認定の有無及び有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

#### 5 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供を終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
- (5) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (6) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (7) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

## 6 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 7 相談・要望・苦情・緊急時などの窓口

### (1) サービス相談窓口

株式会社 エミール川越福祉用具事業所

担当 : 反町

電話番号 : 049-241-8182

受付時間 : 1 - (4) の営業時間

### (2) その他連絡先

事業者相談窓口以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等でも受け付けています。

#### (市町村窓口)

□川越市役所	049-224-8811	□狭山市役所	04-2953-1111
□ふじみ野市役所	049-261-2611	□入間市役所	04-2964-1111
□富士見市役所	049-251-2711	□鶴ヶ島市役所	049-271-1111
□三芳町役場	049-258-0019	□坂戸市役所	049-283-1331
□所沢市役所	04-2998-1111	□_____	_____

#### (埼玉県国民健康保険団体連合会)

苦情相談専用電話番号 : 048-824-2568

令和 年 月 日

特定福祉用具販売の提供開始にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

(事業者)

所在地 埼玉県熊谷市日向921番地2  
名 称 株式会社 エミール介護センター

(サービスの提供を行う事業所)

所在地 埼玉県川越市砂新田1丁目13番地15  
名 称 エミール川越福祉用具事業所

説明者 \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により、事業者から特定福祉用具販売についての重要な事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(代理人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 秘密保持・個人情報に関する同意書

事業者、及びサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に洩らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

但し、以下の場合のように業務上必要性がある、もしくは他事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合に、その情報を用いること、また必要な情報を収集することに同意します。

- 1 介護支援事業所がサービスの内容についての情報提供を求めている場合。
- 2 サービス担当者会議において、利用者またはその家族の個人情報を用いる場合。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

(家族の代表者名)

住 所

氏 名

(事業者)

事業者名 株式会社 エミール介護センター

代表者名 代表取締役 服部 喜久江

(サービス提供事業所)

住 所 埼玉県川越市砂新田1丁目13番地15

事業所名 エミール川越福祉用具事業所